

特定有害廃棄物等の輸入への承認について

輸入注意事項19第11号 (19.3.6)

平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号(輸入公表の一部を改正する告示)により、下記1に掲げる特定有害廃棄物等の輸入に係る二の二号承認(輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認(全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。)をいう。)については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。

なお、平成5年12月14日付け輸入注意事項5第15号(特定有害廃棄物等の輸入の承認について)は平成19年3月31日限りで廃止します。

記

1 対象品目

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等。

なお、特定有害廃棄物等の具体的範囲については、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第一号イに規定する物(平成10年環境庁・厚生省・通商産業省告示第1号)、有害廃棄物等の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(平成5年条約第7号。以下「条約」という。)附属書II及び経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物を定める省令(平成13年環境省令第41号。以下「省令」という。)を参照のこと。

2 適用地域

全地域(台灣を除く。)

3 書面申請手続

(1) 提出書類

- ① 輸入承認申請書(輸入貿易管理規則別表第一 T2010) 2通及びその写し 2通
- ② 申請理由書(別紙1の様式によるもの) 1通及びその写し 2通
- ③ 輸入契約書の原本及びその写し 3通
- ④ 上記1に規定する物の輸入(⑤に該当する場合を除く。)の場合には、輸入者と輸出者との間において、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書の原本及びその写し 3通
- ⑤ 上記1に規定する物(省令に掲げる物に限る。)の経済協力開発機構の加盟国(以下「加盟国」という。)からの輸入の場合には、当該特定有害廃棄物等の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸出者及び処分者の間の契約書、又は当該特定有害廃棄物等が同一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては、当該事業場間の契約に相当する取決めの書類(当該契約等には、輸入される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従つて完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれてい

ること。) の原本及びその写し3通

⑥ 当該貨物の輸入、運搬及び処分について国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあっては、当該許可等を受けていることを証する書類の原本及びその写し3通

⑦ 当該貨物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第130号。以下「廃掃法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物にも該当する場合は、同法第15条の4の4の規定による環境大臣の輸入許可書の原本及びその写し3通

⑧ その他必要と認められる書類

※③から⑦までの原本を除き、提出書類は原則として返還しない。

(2)

提出先
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(3)

受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から正午まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号掲げる日。以下同じ。)を除く。

4 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続

(1) 申請者の届出

電子申請を行おうとする者は、事前に申請者届出を原則として郵送にて行うこと。

(1) 必要書類

申請者届出書、届出理由書、登記簿謄本(法人の場合)、住民票(個人の場合)、返信用封筒(返信用切手を貼り付けて、あて先を記入のこと)、委任状(法人代表以外の申請者の場合)、(外国法人、外国人の場合は登記簿謄本、住民票に代えて、所在の証明できる書類)、インターネット申請の場合には認証書及び秘密鍵用のFD(3.5inch、2HD、1.44MBフォーマット済のもの)

(2) 郵送先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

③ その他、申請者の届出に係る運用は平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号(特定手続等に係る申請者の届出について)の定めるところによる。

(2) 申請手続

輸入貿易管理規則(昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。)第2条の2に規定する経済産業省の使用に係る電子計算機(以下「専用電子計算機」という。)に備えられたファイルから入手可能な「輸入号承認申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する申請する者の使用に係る出入力装置(以下「特定出入力装置」という。)から入力すること。

(3) ダイヤルアップ申請

① 申請書編集ソフトウェアは以下のいずれかを使用のこと。

a ダイヤルアップ申請用申請書編集ソフトウェア

b テキストエディタ

c XMLエディタ

(2) 受付電話番号

03-5251-3030

(4) インターネット申請

申請書編集ソフトウェアは以下のものを使用のこと。
インターネット申請用申請書編集ソフトウェア

(5) 品目コード

TA18

(6) 受付窓口

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(7) 申請受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで。ただし、行政機関の休日を除く。

※受付時間は、経済産業省に申請データが到着すべき時間（申請データが到着した場合、到着確認シートが返信されます。）

(8) 添付書類

① 3の(1)の②から⑦までに同じ。

② 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号（電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。）の定めるところによる別紙参考様式第1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類（以下「原本証明書」という。）

③ 申請者が記名押印又は署名し、交付を希望する理由を記載した依頼書（様式

自由。規則別表第2で定める輸入承認証の交付を希望する場合に限る。）

④ 上記書類のスキャナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達の定めるところによる別紙参考様式第2による電子申請に係る添付書類の送り状（以下「送り状」という。）を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口に郵送又は提出すること。

⑤ 電子申請時に添付出来るファイル拡張子は、以下のとおり。

j p e g、j p g、g i f、p d f、t x t、h t m、h t m l、x m l

⑥ 電子申請における1申請の添付資料の受入可能容量は、10MB程度とする。
なお、これを超える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口に郵送又は提出すること。

⑦ ④及び⑥の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。

⑧ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類及び上記書類の原本の提出を求めることがある。

(9) その他、電子申請に係る運用は、運用通達及び申請者届出後に配布される利用マニュアルを参照のこと。

5 輸入承認基準

- (1) 上記1に規定する物の輸入 ((2)に該当する場合を除く。) の承認は、以下の①から④のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。

なお、廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、同法第15条の4の4の規定による環境大臣の輸入許可を受ける必要のあるものについては、当該輸入の許可を受けていることを併せて確認する。

 - ① 条約の非締約国からの輸入ではないこと。
 - ② 当該特定有害廃棄物の輸入に係る事前通告が我が国において受理されており、その内容が輸入承認申請の内容と一致していること。
 - ③ 輸入される特定有害廃棄物等について環境の保全上適正な運搬及び処分が行われないと信ずるに足りる理由がないものとして、次の事項を満たしていること。
 - (イ) 環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約が輸出者と処分者の間で締結されていること。
 - (ロ) 国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあっては、当該許可等を受けていること（例：火薬類取締法（以下「火取法」という。）上の火薬類に該当する場合は、火取法第19条に基づく運搬証明書の交付を受けていること。毒物及び劇物取締法（以下「毒劇法」という。）上の毒物・劇物に該当する場合は、毒劇法第4条に基づく毒物・劇物の輸入業の登録を受けていること。）
 - (ハ) その他必要な事項に適合していること。
 - (四) その他条約的かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。
 - (2) 上記1に規定する物（省令に掲げる物に限る。）の輸入であって加盟国を輸出国とする輸入の承認は以下の①から③のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。

なお、廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、同法第15条の4の4の規定による環境大臣の輸入の許可を受ける必要のあるものについては、当該輸入の許可を受けていることを併せて確認する。

 - ① 当該特定有害廃棄物等の輸入に係る事前通告が我が国において受領されており、その内容が輸入承認申請の内容と一致していること。
 - ② 輸入される特定有害廃棄物等について、次の事項を満たしていること。
 - (イ) 当該特定有害廃棄物等の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸出者及び処分者の間の書面による契約、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること（当該契約等には、輸入される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行った者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）
 - (ロ) 国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあっては、当該許可等を受けていること（例：火取法上の火薬類に該当する場合は、火取法第19条に基づく運搬証明

書の交付を受けていること。毒劇法上の毒物・劇物に該当する場合は、毒劇法第4条に基づく毒物・劇物の輸入業の登録を受けていること。)

(iv) その他必要な事項に適合していること。

(3) その他経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

6

輸入承認条件

上記輸入承認を行う場合は、次の条件を付すものとする。
通関前に経済産業大臣から「輸入移動書類」の交付を受けること。

別紙1

輸入承認申請理由書

経済産業大臣 殿

申請者

記名押印

又は署名

住所

輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定に基づき、下記貨物の輸入について輸入承認を申請します。

1. 輸出者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 電話、テレックス又はファクシミリの番号：	2. 事前通告 <input type="checkbox"/> 一回の通告 <input type="checkbox"/> 包括的な通告* ² *2 包括的な通告の有効期限： 年 月 日	3. 移動回数： <input type="checkbox"/> 発送(非回収) 作業 *1 事前認定を受けた回収施設への運搬か <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 回収作業*1				
4. 処分者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 電話、テレックス又はファクシミリの番号：	5. 運送責任者名： 氏名又は名称： 住所又は所在地： 電話、テレックス又はファクシミリの番号：	6. 特定有害廃棄物等の排出者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 電話、テレックス又はファクシミリの番号：				
7. 排出過程： （事前認定を受けた回収施設） 登録番号： 年 月 日	8. 処分施設 氏名又は名称： 住所又は所在地： 電話、テレックス又はファクシミリの番号：	9. 輸出者と処分者との契約合意の日 年 月 日	10. 別添資料の数： 年 月 日			
11. 保険又は金銭的保証の有無：有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> *詳細については、資料を添付すること。	12. こん包の形態： 13. こん包の数：	14. 運搬の手段： （事前認定を受けた回収施設） 登録番号： 年 月 日	15. 特定有害廃棄物等の名称、物理的特性、化学的組成*： 2.0℃における物理的状態： <input type="checkbox"/> 粉末状 <input type="checkbox"/> 固体状 <input type="checkbox"/> 液体状 <input type="checkbox"/> その他 *詳細については、資料を添付すること。	16. Waste identification code(廃棄物同定コード) □国際廃棄物同定コード(IWIC)： □その他（ ）： ○その他（ ）：	17. OECD分類：黄級 <input type="checkbox"/> 赤級 <input type="checkbox"/> *その他 <input type="checkbox"/> OECD番号： *詳細については、資料を添付すること。	18. 特別な取扱いの有無：有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> *詳細については、資料を添付すること。
19. Y番号： 21. 国際適合分類区分：	20. H番号： 22. 国際適合番号：	23. 重量及び体積： 外因公積金額の総計：	24. 移動開始予定日： 年 月 日	25. 移動終了予定日： 年 月 日	輸入国(入港予定地)	
26. 輸出国(船積港) 通 關						

(注) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A3とします。

2. 「記載事項」は、別添の「輸入承認申請理由書の記入上の注意」及び「輸出(入)移動書類で用いるコード表」を参照して記入下さい。

輸入承認申請理由書の記入上の注意

<各欄への記入上の具体的注意事項>

(第1、4、6欄)

輸出者、処分者及び予定されている運搬者について、以下の事項を記入すること。

- ・氏名又は名称及び法人にあたってはその代表者の氏名
- ・住所又は所在地、電話、テレックス又はファクシミリの番号

(第2欄)

- ・処分作業の種類には、処分（非回収）作業、回収作業のいずれに該当するか、
- ・特定有害廃棄物等は、事前認定を受けた回収施設へ運搬されるか、
- ・書類は、一回の通告、包括的な通告のいずれかに係る特定有害廃棄物等に関するものか、

について該当欄に「×」印を記入すること。

また、包括的な通告に係る特定有害廃棄物等に関する書類の場合には、当該通告の有効期限を記入すること。

(第3欄)

一回の通告（国境を越える移動の総回数が一回）の場合には「1」と記入すること。
包括的な通告の場合には、総移動回数を記入すること（例…総移動回数が6回の場合
は、「6」と記入する。）。

(第5欄)

特定有害廃棄物等の排出者に関する必要な情報を提供すること。

ただし、O E C D 決定（注）規定される事前認定を受けた回収施設に特定有害廃棄物等を運搬する場合には不要である。

輸出者が特定有害廃棄物等の排出者である場合は、「第一欄に同じ」と記入すること。
また、特定有害廃棄物等の排出者が複数である場合には、「別添資料参照」と記入し、各排出者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

(第6欄)

特定有害廃棄物等を複数の運搬者が運搬する場合又は複数の運搬者から選択する余地がある場合には、「別添資料参照」と記入して、各運搬者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

(第7欄)

処分施設に関する必要な情報（O E C D 決定に規定される事前認定を受けた回収施設にあっては、登録番号及び有効期限を含む。）を記入すること。
処分施設が処分者である場合には、「第四欄に同じ」と記入すること。

(第8欄)

輸出（入）移動書類で用いるコード表に従って、該当するコードを記入すること。
また、特定有害廃棄物等の処分作業に用いられる技術（工程、方法）を記入すること。

(第9欄)

通告を行う前に必要とされる、輸出者と処分者（又は処分施設）との間の契約合意の日付を記入すること。

(第10欄)

書類に別添される資料の数を記入すること。

別添資料には添付が予定されている資料のほか、書類本体に記載できない補足的な情報をお書きください。

別添資料を添付するときは、当該記入欄に「別添資料参照」と記入すること。

(第11欄)

輸出者と処分者（又は処分施設）との間の契約合意における、保険又は金銭的保証の条項の有無について、該当する欄に「×」印を記入すること。「有」の場合には、当該条項の有効期限を記入し、移動を予定どおりに行うことができない場合の第三者への損害に対する保険や代替処分を可能とする金銭的保証などの重要事項について資料を添付すること。

(第12欄)

「輸出（入）移動書類で用いるコード表」に従って、該当するこん包の形態のコード番号を記入すること。

(第13欄)

特定有害廃棄物等のこん包の数を記入すること。

(第14欄)

「輸出（入）移動書類で用いるコード表」に従って、該当する運搬手段のコード番号を記入すること。

(第15欄)

特定有害廃棄物等の名称並びに有害な特性を示す最も重要な含有成分について、その性質及び濃度を記入すること。

「20°Cにおける物理的状態」については、該当する欄に「×」印を記入すること。「その他」の場合には、その物理的状態を具体的に記入すること。

(第16欄)

I W I C（国際廃棄物同定コード）分類システムに基づいたコード又は廃棄物に関するその他の分類システムに基づいたコード可能な限り記入すること。

(第17欄)

O E C D 決定（注）に基づき規制される回収作業が行われる特定有害廃棄物等について、以下の事項を記入すること。

O E C D 分類（黄級、赤級）については、該当欄に「×」印を記入すること。

なお、「その他」には、ある国がO E C D 決定の規定とは異なる方法で特定有害廃棄物等の管理を行うことを決定した場合に限り「×」印を記入することとし、その詳細については資料を添付すること。

O E C D 番号については、黄級又は赤級のリストに記載された該当する番号を記入す

ること。

(第18欄)

事故の場合の措置を含む特別な取扱いの必要性の有無について、該当欄に「×」印を記入すること。「有」の場合には、その具体的な内容（例…こん包の方法、他の物質と併せて積載しないこと。）について資料を添付すること。

(第19欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書I及びIIIの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書Iに掲げるY番号のうち該当するものを記入すること。

(第20欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書I及びIIIの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書IIIに掲げる有害な特性のうち該当するものに対応するH番号を記入すること。

(第21欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書I及びIIIの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書IIIに掲げる有害な特性のうち該当するものに対応する国際連合分類区分を記入すること。

(第22欄)

国際連合の「危険物質の輸送に関する勧告」(Recommendations on the Transport of Dangerous Goods)に記載されている国連番号を可能な限り記入すること。

(第23、24欄)

第23欄には、特定有害廃棄物等の重量及び体積並びに外国為替金額の総計を、第24欄には、移動開始が予定されている日付を記入すること。

(第25欄)

特定有害廃棄物等の国境を越える移動の終了が予定されている日付を記入すること。

(第25欄)

関係国、(輸出国、通過国及び輸入国)のコード又は国名、権限のある当局の名称及び指定されている場合には入国及び出国の地点を記入すること。

なお、OECD国とのコードについては、「輸出（入）移動書類で用いるコード表」に記載されている。

(注)「OECD決定」とは、経済協力開発機構の「回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定」(1992年3月30日)を指す。

別添

輸出(入) 移動書類で用いるコード表

(第8欄)処分作業のコード番号

処分作業(回収につながらない作業)

D 1 地中又は地上への投棄(例えば、埋立て)

D 2 土壤処理(例えば、液体又は泥状の廃棄物の土中ににおける生物分解)

D 3 地中の深部への注入(例えば、井戸、岩壌ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入)

D 4 表面貯留(例えば、液体又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は溝に貯留すること)

D 5 特別に設計された処分場における埋立て(例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている海水された区画群に埋め立てること)

D 6 海洋を除く水域への放出

D 7 海洋への放出(海底下への挿入を含む)

D 8 この附添書において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がD 1からD 12までのいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの

D 9 この附添書において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がD 1からD 12までのいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの(例えば、蒸発、乾燥、か焼、中和、沈殿)

D 10 陸上における焼却

D 11 海上における焼却

D 12 永久保管(例えば、容器に入れ錆坑において保管すること)

D 13 D 1からD 12までのいずれかの作業に先立つこん包

D 14 D 1からD 12までのいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの(例えは、蒸発、乾燥、か焼、中和、沈殿)

D 15 D 1からD 12までのいずれかの作業が行われるまでの間の保管

回収作業

R 1 燃料としての利用(直接燃却を除く。)又はエネルギーを得るための他の手段としての利用

R 2 溶剤の回収利用又は再生

R 3 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用

R 4 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用

R 5 その他の無機物の再生利用又は回収利用

R 6 酸又は塩基の再生

R 7 汚染の除去のために使用した成分の回収

R 8 触媒からの成分の回収

R 9 使用済みの油の精製又はその他の再利用

R 10 農業又は生態系の改良に役立つ土壤処理

R 11 R 1からR 10までに掲げる作業から得られた廃しの利用

R 12 R 1からR 11までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換

R 13 R 1からR 12までに掲げるいずれかの作業のための物の集積

(第13欄) こん包の形態

1 ドラム管

2 木樽

3 ジエリカン

4 箱

5 袋

6 二重構造容器

7 圧力容器

8 はら積み

その他の(明記すること。)

(第20, 21欄)国際連合分類区分及びH番号

UN分類区分 H番号 有害特性

1 H 1 爆発性

2 H 3 引火性の液体

3 H 4・1 可燃性の固体

4・2 H 4・2 自然発火しやすい物質又は廃棄物

4・3 H 4・3 水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物

5・1 H 5・1 酸化性

5・2 H 5・2 有機過酸化物

6・1 H 6・1 毒性(急性)

6・2 H 6・2 病毒をうつしやすい物質

8 H 8 腐食性

9 H 10 空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生

9 H 11 毒性(発発性又は慢性的)

9 H 12 生態毒性

追 ⑯ 処分の後、何らかの方法により、H 1からH 12までの特性を有する他の物(例えは、侵出液)を生成することが可能な物

(第26欄) OECDコード	オーストリア : AU フィンランド : FI アイルランド : IE ニュージーランド : NZ スイス : CH オーストリア : AT フランス : FR イタリア : IT ノルウェー : NO トルコ : TR ベルギー : BE ドイツ : DE 日本 : JP ポルトガル : PT イギリス : GB 加拿大 : CA ギリシャ : GR ルクセンブルク : LU スペイン : ES アメリカ : US デンマーク : DK アイスランド : IS オランダ : NL スウェーデン : SE
上記以外の国については、出来る限り ISOスタンダード3166の略号を使用するものとする。	

(19欄) Y番号：附屬書I 規制する薬物の分類

薬物の経路

Y1 病院、医療センター及び診療所における医療行為から生ずる医療薬物

Y2 医薬品の製造及び調合から生ずる医薬品

Y3 駆除剤及び植物用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる薬物

Y4 木竹保有用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる医薬品

Y5 有機溶剤の製造、調合及び使用から生ずる医薬品

Y6 热処理及び焼成作業から生ずるシアン化合物を含む医薬品

Y7 当初に意図した使用に適しない医薬品

Y8 油と水又は炭化水素との混合物又は乳化物である医薬品

Y9 ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフュニル(PTC)若しくはポリ臭化ビフェニル(PBB)を含み、これらにより汚染された医薬品及び医薬品

Y10 柑製、蒸留及びあらゆる熱分解処理から生ずるタルト状の残滓

Y11 インキ、染料、顔料、塗料、ラッカー及びワニスの製造、調合及び使用から生ずる医薬品

Y12 脂肪、ラテックス、可塑剤及び接着剤の製造、調合及び使用から生ずる医薬品

Y13 研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない又は新規の医化学物質であって、人又は環境に及ぼす影響が未知のもの

Y14 この条約以外の法的な規制の対象とされていない、爆発性の医薬品

Y15 写真用化学薬品及び現像剤の製造、調合及び使用から生ずる医薬品

Y16 金属及びプラスティックの表面処理から生ずる医薬品

Y17 家庭から収集される医薬品

Y18 家庭の医薬品の処理作業から生ずる残渣

Y47 特別の考慮を必要とする医薬品の分類

次に掲げる成分を含有する医薬品

Y19 金属カルボニル

Y20 ペリリウム、ペリリウム化合物

Y21 六価クロム化合物

Y22 銅化合物

Y23 亜鉛化合物

Y24 鈹、鉻化合物

Y25 カドミウム、カドミウム化合物

Y26 アンチモン、アンチモン化合物

Y27 テルル、テルル化合物

Y28 水銀、水銀化合物

Y29 タリウム、タリウム化合物

Y30 鉛、鉛化合物

Y31 ふつ化カルシウムを除く無機ふつ素化合物

Y32 無機シアノ化合物

Y33 酸性溶液又は固体状の酸

Y34 塩基性溶液又は固体状の塩基

Y35 石綿(粉じん及び繊維状のもの)

Y36 有機シリコン化合物

Y37 有機ジアン化合物

Y38 有機ジアン化合物

Y39 フェノール、フェノール化合物(クロロフェノールを含む。)

Y40 エーテル

Y41 ハロゲン化された有機溶剤

Y42 ハロゲン化された溶剤を除く有機溶剤

Y43 ポリ塩化ジベンゾーフラン類

Y44 ポリ塩化ジベンゾーバラージオキシン類

Y45 この附属書(例えば、Y39及びY41からY44まで)に掲げる物質以外の有機ハロゲン化合物

Y46 ハロゲン化された溶剤を除く有機溶剤

Y47 ポリ塩化ジベンゾーフラン類

Y48 この附属書に掲げる医薬物への指定は、特別の場合には、当該医薬物がこの条約第一条1(a)の規定に従い、有害でないことを証明するために附属書IIを利用することを排除しない。

Y49 (a) この条約の適用を容易にするため、並びに(b)、(c)及び(d)の規定に従うことを条件として、附属書IIIに掲げる医薬物は、この条約第一条1(a)の規定に従い、有益な特性を有するものとし、及び附属書IVに掲げる医薬物は、この条約第一条1(a)の規定の適用を受けない。

Y50 (b) 附属書IIIに掲げる医薬物への指定は、特別の場合には、当該医薬物がこの条約第一条1(a)の規定に従い、有害でないことを証明するために附属書IIを利用することを排除しない。

Y51 (c) 附属書IVに掲げる医薬物への指定は、特別の場合において、当該医薬物が附属書IIIの特性を示す程度に附属書Iの物を含むときは、この条約第一条1(a)の規定に従い、当該医薬物が有害な特性を有するものであるとするることを排除しない。

Y52 (d) 附属書III及び附属書IVは、医薬物の特性を明らかにすることを目的とするこの条約第一条1(a)の規定の適用に影響を及ぼすものではない。

薬物の経路	次に掲げる成分を含有する医薬品
Y1 病院、医療センター及び診療所における医療行為から生ずる医療薬物	Y19 金属カルボニル
Y2 医薬品の製造及び調合から生ずる医薬品	Y20 ペリリウム、ペリリウム化合物
Y3 駆除剤及び植物用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる薬物	Y21 六価クロム化合物
Y4 木竹保有用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる医薬品	Y22 銅化合物
Y5 有機溶剤の製造、調合及び使用から生ずる医薬品	Y23 亜鉛化合物
Y6 热処理及び焼成作業から生ずるシアン化合物を含む医薬品	Y24 鈹、鉻化合物
Y7 当初に意図した使用に適しない医薬品	Y25 カドミウム、カドミウム化合物
Y8 油と水又は炭化水素との混合物又は乳化物である医薬品	Y26 アンチモン、アンチモン化合物
Y9 ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフュニル(PTC)若しくはポリ臭化ビフェニル(PBB)を含み、これらにより汚染された医薬品及び医薬品	Y27 テルル、テルル化合物
Y10 柑製、蒸留及びあらゆる熱分解処理から生ずるタルト状の残滓	Y28 水銀、水銀化合物
Y11 インキ、染料、顔料、塗料、ラッカー及びワニスの製造、調合及び使用から生ずる医薬品	Y29 タリウム、タリウム化合物
Y12 脂肪、ラテックス、可塑剤及び接着剤の製造、調合及び使用から生ずる医薬品	Y30 鉛、鉛化合物
Y13 研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない又は新規の医化学物質であって、人又は環境に及ぼす影響が未知のもの	Y31 ふつ化カルシウムを除く無機ふつ素化合物
Y14 この条約以外の法的な規制の対象とされていない、爆発性の医薬品	Y32 無機シアノ化合物
Y15 用から生ずる医薬品	Y33 無機ジアン化合物
Y16 写真用化学薬品及び現像剤の製造、調合及び使用から生ずる医薬品	Y34 酸性溶液又は固体状の酸
Y17 金属及びプラスティックの表面処理から生ずる医薬品	Y35 塩基性溶液又は固体状の塩基
Y18 家庭から収集される医薬品	Y36 石綿(粉じん及び繊維状のもの)
Y47 特別の考慮を必要とする医薬品の分類	Y37 有機シリコン化合物
	Y38 有機ジアン化合物
	Y39 フェノール、フェノール化合物(クロロフェノールを含む。)
	Y40 エーテル
	Y41 ハロゲン化された有機溶剤
	Y42 ハロゲン化された溶剤を除く有機溶剤
	Y43 ポリ塩化ジベンゾーフラン類
	Y44 ポリ塩化ジベンゾーバラージオキシン類
	Y45 この附属書(例えば、Y39及びY41からY44まで)に掲げる物質以外の有機ハロゲン化合物
	Y46 ハロゲン化された溶剤を除く有機溶剤
	Y47 ポリ塩化ジベンゾーフラン類
	Y48 この附属書に掲げる医薬物への指定は、特別の場合には、当該医薬物がこの条約第一条1(a)の規定に従い、有害でないことを証明するために附属書IIを利用することを排除しない。
	(a) この条約の適用を容易にするため、並びに(b)、(c)及び(d)の規定に従うことを条件として、附属書IIIに掲げる医薬物は、この条約第一条1(a)の規定に従い、有益な特性を有するものとし、及び附属書IVに掲げる医薬物は、この条約第一条1(a)の規定の適用を受けない。
	(b) 附属書IIIに掲げる医薬物への指定は、特別の場合において、当該医薬物が附属書IIIの特性を示す程度に附属書Iの物を含むときは、この条約第一条1(a)の規定に従い、当該医薬物が有害な特性を有するものであるとするることを排除しない。
	(c) 附属書IVに掲げる医薬物への指定は、特別の場合において、当該医薬物がこの条約第一条1(a)の規定に従い、有害でないことを証明するために附属書IIを利用することを排除しない。
	(d) 附属書III及び附属書IVは、医薬物の特性を明らかにすることを目的とするこの条約第一条1(a)の規定の適用に影響を及ぼすものではない。